

ヴィクセル

「公正な課税の一新原則について」 (2)

池田浩太郎

杉ノ原保夫

凡例

公正な課税の一新原則について

序言 (『財政理論研究』1896年, 序言より)

- I. 序論。従来の見解にもとづく課税の主要諸原則 (以上前号)
- II. 国家経済の経済理論。(ザックスおよびマツオーラの労作の論評)。  
付録 累進税の理論のために (以上本号)
- III. 政治生活の今日的発展とくらべての財政学の従来の方法の不充分性
- IV. 租税協賛の(相対的)満場一致と自由意志性の原則
- V. 上に展開した原則の諸帰結。手数料もしくは租税による費用充足
- VI. 諸帰結の一層の展開。租税もしくは公債による欲求充足
- VII. 租税のいわゆる社会政策的観点について
- VIII. 結語

## Ⅱ．国家経済の経済理論

(ザックスおよびマツオーラの労作の論評)

冗漫な文体によって、若干不明瞭なものとなつてはいるが、ザックスの基本的思考そのものは、かなり明快かつ単純である。ザックスによれば、あらゆる人間は、その人の私的生活諸目的および諸欲求 *Bedürfnisse* と並んで、他の人々との協同で充足する、集合的 *kollektiv* 生活諸目的と諸欲求とをもっている。ここから、私経済的諸活動と並んで、国家経済がその最高の種類である、集合経済的諸活動もまた成立するのである。

さて、すべてのかかる多様な欲求は、たとえその他の諸点では、根本的に異なっているにせよ、個人にとっての欲求の強度 *Stärkegrad* や重要性に関しては、つねに相互に比較されうるものである。それも、単に私的欲求や集合的欲求それぞれのグループ自体の内部においてのみではなく、集合的欲求と私的欲求との間も比較することができる。そこで、国民経済的課題は、財政的側面では、いまやこれらの欲求の価値評価をおこない、それらがつねに、ただ欲求の緊急性の序列にしたがってのみ充足されるように、配慮することにある。——ザックスによれば、この課題というものは、現実の国家生活においても、私経済的生活の場合と同様に、いわばおのずから果されるものである。

S. 88 残念ながら、ザックスのこのテーマについての論述では、欲求充足や価値、等々の概念の厳格な限定が、あまりにも欠けているのに、人々は気づくことになる。たとえば、ベーム-バベルク *Eugen von Böhm-Bawerk*, 1851-1914 のような人の労作は、これらを非常に有効に限定している。ザックスは一貫して、別の欲求のこれこれの強度をもつ〔と価値評価される〕ある欲求(欲求種類)について論じている。彼はこの場合、量的諸関係はつねに全く、ある特定の諸量の存在を前提とする、ということを強調したり、また、気づくことすらなかった、と思われる。人はたとえば、曖昧

さなしに、特定の人にとって特定の時点では、1ポンドの牛肉への欲求が、1びんのワインへの欲求の2倍、あるいは10倍の高さであると主張しうる。なぜならば、この場合には、この人は限界的ケース *äußerster Fall* においては、1本のワインの2倍あるいは10倍〔の価格〕を、1ポンドの牛肉に支払おうとするであろう、ということだけを、これは意味しているからである。ところが、牛肉への欲求が、一般にワインへの欲求の2倍、あるいは10倍も強いであろう、といった主張には、具体的な意味が殆どないのである。

概念規定のかかる厳格さの欠如は、ザックスを、しばしば早まった、ないしは誤ってさえいる帰結へと誤り導いた。かくてたとえば、ザックスは、(すなわち、個人欲求および集合的欲求という)「両欲求グループの」正しい「調整と、個々の欲求の強度にもとづく配列とは、必然的に次の結果を生ぜしめるにちがいない」と主張する<sup>1)</sup>。すなわち、「具体的経済活動の個人価値が由来する、その欲求の強度よりも、ヨリ低い強度の集合的欲求のための財貨調達には、誰もが参加しないであろう」と。彼は続ける。「もし、たとえば〔公共建築物などの〕単なる外部的装飾といった、第10位の強度の集合的欲求が問題であるとしよう。この場合には、経済的には、ただ次のような人のみが、その財貨の調達に参加できるであろう。すなわち、その人とは、そもそも、このランクの欲求のために使いうる財貨をもっている人、したがって、優先する強度の個人欲求によっても、また、まさに同じようなヨリ高い強度の集合的欲求への参加によっても、財貨が使いつくされてはいない人、がこれである」。

ザックスのこの論述は正しいとはいえない。全く一般的には、給養や住居、等々への欲求が、「自由な」かなり高級な欲求よりも、ヨリ高い強度だとは、明らかにいえるであろう。しかしここからは、給養や住居などの欲求自体の充足にあたっての、それぞれの非常にささやかな、どんな制限と

---

1) ザックス、前掲書、515〔-516〕ページ。

S. 89 いえども、苦しい暮し向きの生活者にとっては、かなり高級な享受のそれぞれの任意の量と釣り合うにちがいない、ということにはならないのだ。——またこれは、事実と合致するものでもない。比較的貧困な国民階級が、かかる高級な享受をふつう完全に放棄する場合には、これは単純に、この享受がかれらにとっては、あまりにも高価にすぎるからそうなるのである。本1冊、新聞1部、1回の観劇やレジャー旅行、等々といった享受の最少量の調達さえも、可処分で、しかも基本的欲求充足のためと予定されている、かれらの資金の内から、あまりにも多くの資金を、奪ってしまうであろうからである。

かくして、ある公企業が、かの「第10位の強度」といった、少なくとも一般的効用ないし利益はもっている企業であるとしよう。——もしそうでないならば、この企業は、明らかに語のヨリ厳格な意味での、集合的欲求には属さないのである——。そして、もし、比較的低所得の人々が、費用充当のための醸出に応じなければ、その一般的利益の享受を放棄せざるをえない、としよう。この場合には、かれらもまた、自らの自由意志的な方で、その費用充当のために、少なくとも若干は醸出してもよいと思うであろう、といってよい。それゆえ、たしかに価値評価原則 Wertungsprinzip のみにもとづいて、比較的下層（ではあるが、全くの貧困とはいえない）階級の、相対的租税軽減のみは基礎づけられうる。——軽減の程度については、この場合、未だ論じてはいない——。しかし、あれこれの目的のために、かれらが諸租税を完全に免除されることは、基礎づけられないのである。

もう一つ別の、同じく根拠薄弱なザックスの帰結について、以下では論評しなければなるまい。私見によれば、ザックスの主要な誤りは、多様な欲求の、経済的に必要とされるかかる価値評価のために、現実の国家生活においても、必要な機関や必須な制度機構が存在しているか否かについて、彼が決して明確には釈明しなかったことにある。これについて、ザックスの述べたことのすべては、私の見る所、結局、根拠薄弱な、部分的に

は自己矛盾している主張に解消されるであろう。

ザックスが、租税についての幅広い構想をもった研究の結果を集約しはじめた、〔前掲書、〕506ページには、次のように書かれている。すなわち、「諸租税は財の価値によって決められる」と。しかし、誰によってどのように決められるのか。また、課税にあたって、諸租税がつねにただ「価値のヨリ小さなものが、価値のヨリ大きなものにたいして、犠牲となる」〔ザックス、前掲書、195ページに類似の意味の表現がみられる〕保証がどこにあるのか。これらは非常に曖昧なままである。ザックスは〔前掲書、〕507ページでは、次のようにいう。「さまざまな経済主体は、……(ある一定限界の上部の)多様な欲求に、それゆえ、集合的欲求にも、かれらの周期的に更新される財貨保有高から、さまざまな、その財貨保有高と比例している、財貨単位の数量をふり向けようとするのを、われわれは発見するであろう。もし、かれらが完全にあらゆる強制から解放されていて、事態への正しい認識をもとに措置をとるならば、すなわち、集合的欲求を、かれらの個人欲求と同じに取り扱うならば、かれらはこのように行動するであろう。集合権力の強制によっても、ただ同じことがおこりさえすればよいのだ。いな、かかる強制の遂行は、集合権力が同じことをおこなうがゆえに、また、おこなう限りにおいてのみ、経済的に可能である<sup>1)</sup>。かくして、たしかに集合権力は個々の場合に、ただ正しい認識の欠如を補い、また個人的エゴイズムの活動を防ぐのみである。個人的エゴイズムは、自己の価値評価に対応した適正な財貨量からの断絶というものを、おこなわせるよう、そそのかすものである」。

しかしながら、上の文章は若干曖昧にすぎるひびきがある。経済主体たちが全知であり、加えて利己的な感情が全くないとしよう。この場合に、かれらはなにを、おこなうことになるであろうか、について頭を悩ますことは、本当に詮無いことであろう。しかし同じように、人は集合権力がか

1) この文は〔ザックスの〕原著では傍点は付されていない。

かる個人の完全性に欠ける所を「補完し」うるであろう、という錯覚におち入るべきでもないであろう。

それだけに、集合権力の側でのあらゆる強制の行使は、それが「事態の正しい認識」に応じておこる場合に限って、「経済的に可能」であるとするザックスの保証については、人は一層喜びたくなるであろう。——ただ、この主張が、なんらかの方法で確かめられうるならば、のことではある。だが、いま述べたテーゼの裏づけのためにザックスがあげた唯一のものは、私の推知しうる限りでは、〔前掲書、〕517ページでの) 次のような発言であろう。すなわち、もしそうでない場合には、「個人主義は集合主義的活動にたいし、反抗するにちがいないし、また反抗するであろう」という発言である。

「バラバラな個人は、もちろん、有効に働くことはできないであろう。しかし、もし多くの人々が、かなり低い所得額の層をなして集まり、皆で次のような印象をもつならば、そのときには、必ずや、かかる反抗がおこるであろう。すなわち、その印象とは、かれらの個人的生活上必須のものが、かれらから取りあげられ、他方、緊急度のヨリ低い集合的目的のために、比較的富裕な人たちだけから調達されたのではない財貨が、使用されている……、という印象である」。

さて、かかる「反抗」は、歴史上全く知られていないものではない。そして、その反抗の原因に正しい光を当てて、これを将来不要のものとすることは、確かに財政学の主要任務の一つであろう。抑圧された利害関係者の側での、優勢な、多少とも暴力的、ないしは血を流しさえする、反抗というものが勢力をもつ、といった極端な状態の内側には、なお、ある広い、非常に広い余地がある。ここでは、個々の国民階級への最悪の過重負担もまた、実際におおいに「可能」であることが、確かめられたのである。

だが、租税立法権力の側で、欲求への非常に良心的な価値評価が試みられる場合においてさえ、その目的達成のために、租税立法権力はいかなる

手段をもっているのでしょうか？

ザックスによれば、かかる「最高に意味深い補正運動 Regulatorspiel」〔ザックス、前掲書、518 ページ〕は、次のようにして生ずるであろう。

「個人的価値状態にしたがった具体的租税分配から、」——この分配は、後に見るであろうように、ザックスの意見では、さしあたり先験的に *a priori*、実際に充足すべき集合的欲求を顧慮せずに、生ずるものである。——「それゆえ、相対的租税額から、所与の時点で念頭に浮ぶ、すべての集合的欲求を充足すべき、財のある一定総量というものが生ずる。この集合的欲求の充足は、総体判断によって把握された強度の等級にしたがって、心にとめられる。そして優先された欲求充足によって資金が吸収されてしまう点まで、〔順次〕遂行されるのである。……集合的欲求の、その強度を顧慮した識別と、充足可能性から排除すべき集合的欲求の除外とは、このような形で経験的に *a posteriori* おこなわれるのである。他方では、考えられた総額から出発して、租税分配上での、個人の生活の仕方におよぼす影響が考察に引き入れられる。そして個人の生活の仕方が、——総体判断にしたがえば——あまりにも広汎な制限というものに苦しまないか否か、がしらべられる。もし、苦しんでいる場合には、個人に課せられる租税の絶対額は、必要な程度に制限されざるをえないであろう。……もし、苦しんでいることが確認されないならば、決して休止することのない生活は、ただちに次の問題を提起するであろう。すなわち、従来充足されえた集合的欲求に加えて、なおその他のヨリ低い強度の集合的欲求をも、充足の列に加えられるであろうか否か、の問題を提起するのである」〔ザックス、前掲書、518-519 ページ〕、等々。

さて、これは、ちょっと見ると、非常に尤もらしく思われるかも知れない。しかしながら、精細に考察すると、この推論の構成部分については、どれも同じように多少とも、もろいものであることが示されよう。さしあたり、先験的におこなわるべき租税分配を無視しよう。すると、獲得され

た租税額は、その欲求強度の序列にしたがって、多様な集合的欲求に分配されることになる。もし、この序列が、社会のさまざまな構成員ないし階級にとって、さまざまなものであるとするならば、しかしどうするのであろうか？ この多様さは、単にありうるだけではなく、むしろ日常の現象となっているものである。かくしてこの場合には、「総体判断」がこれを決定する。すなわち、絶対主義的政府というもの（これはおそらく、決して支配的意見を代表してはいない）か、あるいはまた、多数票がこれを決定するのである。しかしこれは、実際に唯一の経済的に可能な、しかも正しい手続きなのであろうか？

さらに次のことも、いうべきであろう。限界的に充足される集合的欲求の強度と、残された私的資金から充足さるべき個人欲求の強度との相互間について、試みられる比較にあたっては、おそらく次のことが示されるであろう。すなわち、納税者の一部は、少なくともかれら自身の判断にもとづくと、個人欲求の充足について「あまりにも広汎な制限に苦しむ」。他方、その他の納税者たちからは、かかる訴えは決して声高くはない。むしろかれらは、おそらくは、ある種の集合的欲求の一層の充足を弁護するであろう。さてこの場合には、相対的租税分配自体の経験的変更というものが、適切とはならないであろうか？ そうである、とザックスは後に率直にみとめている。しかしザックスは、だまされて損をしている階級が、かれらの利益を守りうる手段については、——かの「必ずやおこる反抗」への示唆以外には——なにものをも示してはいないのだ。ザックスは何度も、「租税調達を圧倒的に被支配者国民階級に負担させようと努力するような、支配者国民層の階級エゴイズム」〔ザックス、前掲書、521 ページ、ほか〕を非難してはいる。しかし、エゴイズムはいずれにしても、即座には一掃しえないし、厳密に考えれば、それは若干よい面さえも、おそらくは備えている。よって私には、あたかも真の財政術は、まさに次の点に存するにちがいないように思われる。すなわち、あらゆる階級利益にできる



限りの広い余地を，できる限りの自由な活動というものを，ゆるすことによって，エゴイズムを，租税においてはできる限り無害なものとする<sup>1)</sup>こと，これである。

ところで，相対的租税分配に関していうならば，その算定にたいするザックスの一般的理由づけは，彼の著作のかなり弱い部分に属するであろう。既述のようにザックスは，単純に次のように主張している<sup>1)</sup>。すなわち，さまざまな経済主体は，「多様な欲求に，それゆえ，集合的欲求にも……」かれらの「財貨保有高に比例して……，さまざまな数量の財貨単位をふり向けようとする」，と。集合的給付の享受へのヨリ高い分け前というものが，その給付の費用への分担分の増大と結びつくことになるや否や，確かにこれは，自明のことであろう。その費用が，手数料ないし公定料金で充足される，公共財 *die öffentlichen Güter* のようなケースがこれである。

手数料や公定料金による充足が適切とはならないようなケースを考えてみよう。この場合には，明らかに次のようにいうことができよう。すなわち，ヨリ富裕な人々は，各人に同一分量であるべき欲求充足というもの<sup>2)</sup>にたいし，必要とあれば，あまりよい境遇ではない人々よりも，ヨリ高い価格を支払おうとするであろう。そうしなければ，これを全く入手しえない場合には。しかし，たとえ非常に「事態の正しい認識」をしていたとしても，かれらがこれを，自発的に「経済的に」おこなうであろうとは，主張されえないであろう。集合的欲求に関して，また個人欲求に関して。後者が普遍的な現象である場合，換言すれば，ヨリ富裕な人々にたいして，享受財の価格が，つねにかれら自身の「周期的に更新される財貨保有高」と比例しているとしよう。この場合には（しばしば述べたように），貧富間の区別は本来なくなる。そして個々の経済主体にとっては，所得獲得の多少は，全くどうでもよいことになってしまうであろう。

1) ザックス，前掲書，507 ページ以下。

ザックスの基本的思考の道すじは、かくして、この点において通常の均等犠牲説と完全に合致する。彼はこれを自らは容認せず、むしろ「完全な価値理論」を基礎に、ヨリ高い洞察というものに到達した、と称するのであるが。

しかしまた、こうしてザックスは、彼の熱望した目標に、いうならば一般の累進税の擁護に、主として論理的違反のたすけで到達することになった。ザックスは、〔前掲書、〕508ページ〔以下〕で）次のように述べている。

「〔課税の〕厳格な比例性は、欲求知覚の強度が、経済主体の財貨保有高が増加すると厳密に同じ割合で、順次低減することを前提とするであろう。その結果、さまざまな私経済が、ないしは一私経済がさまざまな期間に、使いうる財貨単位数の逆比が、ときどきの財貨の規模によって価値を決定する、その欲求の強度<sup>1)</sup>の比を同時に表すことを前提とするであろう。その意味する所を別の形で表現しよう。さまざまな欲求が、その強度に比例して一つの単位に換算されるとする。たとえば、ある他の欲求の  $\frac{1}{10}$  の強度をもった10の「違う種類の」欲求が、いま考えた欲求の1単位と同じに扱えるものとしよう。この場合には、財貨保有高に厳密に比例して増大する、〔欲求充足の〕ある総計が、帰結されざるをえないことになるであろう。しかしこれは事実ではない。その総計は、財貨保有高に比例せず、ヨリゆるやかにしか増加しないのである」。

S. 94

言葉にそもそも意味というものを、付そうとしたとしよう。すると、(私)が強調した「傍点を付した」上の言葉は、「別の形で表現しよう」の語で導かれているにもかかわらず、その前の所と全く別のことを述べていることになる。しかもこれは、全く根拠薄弱なる主張というものを含んでいるのである。これらのことに、読者は疑いもなく、ただちに気づかれるであ

1) ここでもまた、表現に必須な精確性が欠けていることに、気づくであろう。すなわち、そのつど「〔の財貨保有高に応じて〕、ある特定の<sup>1)</sup>小財産部分ないし所得部分をもって、たとえば、100マルクの支出をもって、充足される(限界)欲求の強度、というべきであったであろう。

ろう。限界的に充足すべき欲求の強度が、そのときどきにおいて、ある一定期間の消費のために使いうる所得量に、厳密に反比例するとしよう。——これは、周知のように、すでに〔バーゼルの数学者〕ダニエル・ベルヌリ Daniel Bernoulli, 1700-1782 および〔フランスの数学者〕ラプラス Pierre Simon Laplace, 1749-1827 によってもなされた仮定である<sup>訳注1)</sup>——。この場合には、欲求充足の総量は、断じて所得と同じ割合では増大しないであろう。むしろ、はるかにゆるやかに、それも所得の対数に比例した形での増大となるであろう。——言葉をかえよう。所得が（一定額以上で）数 1, 2, 4, 8, 16, 32, 等々のように、幾何数列〔等比数列〕の形で増大するとしよう。この場合、欲求充足の総計は、数 1, 1.1, 1.2, 1.3, 1.4, 1.5, 等々といったように、算術数列〔等差数列〕の形で増大するであろう<sup>訳注2)</sup>。しかしこの仮定は、課税の厳格なる比例性の前提であろう<sup>訳注3)</sup>。欲求強度の単なる低減から、累進税を導きだすためには、さらに、いま述

訳注 1) シュムペーター『経済分析の歴史』1954年 Joseph Alois Schumpeter, 1883-1950, History of Economic Analysis, New York, 1954 (東畑精一訳・シュムペーター『経済分析の歴史』全7冊, 岩波書店, 昭和30-37年)をもとに、解説しておこう。

ベルヌリの業績『籤の計算に関する新理論』1738年(原文はラテン語。ペテルスブルク帝室科学アカデミー解説録, 所収)は、「確定的に限界効用説の先駆ともなった」ものである。すなわち、「彼は……新しく付け足された1ドルが個々人に対して持っている経済的意義は、彼の既有的ドルの額に反比例するという仮説を示唆している」(303ページ。邦訳, (2), 634-635ページ)。

そして、このベルヌリの仮説を、ラプラスが『確率の解析理論』1812年 Théorie analytique des probabilités, Paris, 1812。(伊藤清・樋口順四郎訳・ラプラス『確率論——確率の解析的理論』共立出版, 昭和61年)で支持したのである。

訳注 2) 「欲求充足の総量は……所得〔 $x$ 〕の対数〔 $\log x$ 〕に比例した形での増大となるであろう」というヴィクセルの本文の表現は、厳密とはいえない。

限界的欲求の強度  $y$  が、そのときどきの所得  $x$  に反比例する、すなわち

$$y = \frac{k}{x}$$

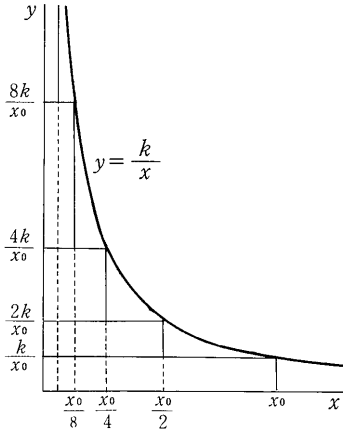
とする。ただし、 $k$  はある正の定数。このとき、任意の所得  $x_0$  にたいする欲求充足の総量は、この曲線と、両座標軸および直線  $x = x_0$  で囲まれた部分の面積で表しうるが

$$\int_0^{x_0} \frac{k}{x} dx = \lim_{\epsilon \rightarrow +0} \int_{\epsilon}^{x_0} \frac{k}{x} dx$$

$$= \lim_{\epsilon \rightarrow +0} k(\log x_0 - \log \epsilon)$$

$$= \infty \text{ (無限大)}$$

となってしまう。



このことは積分を用いずに、次のように考えることもできる。上の図のように底辺の長さが  $x_0, \frac{x_0}{2}, \frac{x_0}{4}, \frac{x_0}{8}, \frac{x_0}{16}, \dots$  である長方形の列をつくる。これらの面積は、最初のそれが  $k$  で、2番目からはすべて  $\frac{k}{2}$  である。したがって、これらの（無限箇の）長方形の面積の和は、無限大である。

それゆえ、なんらかの工夫をおこなって（たとえば、本節末尾の付録，108（173）ページを参照），所得  $x_0$  にたいする欲求充足の有限な総量  $S_0$  が算出したことにする。このとき、所得を  $x_0$  からその  $\alpha$  倍である  $\alpha x_0$  に増加させてみよう。欲求充足の総量の増加量は

$$\int_{x_0}^{\alpha x_0} \frac{k}{x} dx = k(\log \alpha x_0 - \log x_0)$$

$$= k \log \alpha$$

である（すなわち、ヴィクセルの本文は、厳密には、欲求充足の増加量は、所得の増加率の対数に比例して増大する、というべきであろう）。

したがって、 $\alpha$  が 1 から  $2, 2^2, 2^3, \dots$ 、（ $x$  が  $x_0$  から  $2x_0, 2^2x_0, 2^3x_0, \dots$ ）と等比数的に増加するとき、欲求充足の総量の増加量は、 $k \log 2, k \log 2^2, k \log 2^3, \dots$ 、つまり、総量自体は、 $S_0, S_0 + k \log 2, S_0 + 2k \log 2, S_0 + 3k \log 2, \dots$  のように等差数的にしか増加しない（本文に見られるヴィクセルの例は、 $S_0 = 1, k = \frac{0.1}{\log 2}$  とした数字である）。

訳注 3) 本節末尾の付録，113(168) ページ以下の訳注 3) を参照。

べた欲求強度の低減の度合いもまた、実際には非常に速いものであることが、証明できなければならないであろう（本節の終りにある付録、並びに前述のザックスの誤りを全くもたない、ローベルト・マイヤーのこれに関する卓越した論述<sup>1)</sup>を参照のこと）。

さて、ザックスももちろん、かかる証明を後にあたえようと試みた。しかし、ついで彼が特定の額の所得のもとでの租税累進の打ち切りを正当づけようとするとき、同じ思いちがいをくりかえすのである。ザックスは（〔前掲書、〕511 ページで）次のようにいう。

S. 95 （さまざまな個人欲求の）「強度低減の累進性は、一定限界内においてのみ、みとめることができる。しかし、ひとたび絶対的に非常に低い強度の欲求に到達すると、これ以上の等級づけは、ただそれ自体、測ることが不可能なほどの、非常にわずかな差を生ぜしめうるにすぎないのである。ここでは欲求強度の低減は、実際的には静止状態に到達する。ここからは、すべての欲求は等しくわずかな強度であり、したがって、実際的には同じに見えてくるからである」、と。

精密科学とひとたび取り組んだ人には、かかる主張というものは、若干奇妙な印象をあたえるであろう。これはある物理学者が、（たとえば、1ミリの数千分の1もの大きさの光波の長さのような）1ミリ以下のすべての長さは、「すべて同じようにごく短い長さである。それゆえに、実際的には同じ」である、と保証したようなものであろう。——いうまでもなく、最高強度の基本的欲求との比較では、かかる自由な、かなり高級な欲求は、ある特定の関連において、「同じようにわずかな強度」と見なされ、また取り扱われてもよいかも知れない。しかし、これら低い強度のものが、互いに比較さるべき場合には、徹頭徹尾そうではないのだ。

しかし、ここでザックスがたとえ正しかったとしても、人はここから、

---

1) ローベルト・マイヤー、前掲書、329 ページ以下〔第54節、さまざまな額の所得、累進課税〕。

明らかにザックスが想像したのは、全く別の帰結というものに到達するであろう。この場合には、単に租税の累進が〔所得の〕ある一定の高さで、打ち切れざるをえないだけではない。単純な比例性さえも、全く保持しえないようにもなるであろう。むしろ、この場合、それは一定の所得額で、まずは逆進 Regression に、次いで〔所得額の一層の増大につれて、同じく一種のかなり強度な逆進税率ともいえる〕定額の公課にさえも、移行せざるをえないようになるであろう。それゆえ、租税というものは、所得上昇にともなって漸次（累進とは逆の）逆進的となり、そしてついには、ある一定の所得額のもとで人頭税的〔定額〕公課になってしまう。——これがザックスの諸前提の、奇妙ではあるが論理的帰結であろう。

この全問題は、大部分純粋に数学的な問題というものである。実際この問題は、すでに何度も、とくに最近よくおこなわれているように、数学的形式で論ぜられるのが最善であろう。〔本論考の〕主たる研究の進行を、あまりにもひどく阻みすぎないように、やはり私は、本節末尾の付録における、これに関する若干の論述を、参照してもらいたいと思う。この付録では、若干異った基本見解から出発したものではあるが、2、3のオランダ人著作家たちの、この種の理論についても論評するつもりである。

S. 96      オーストリアの『国民経済・社会政策および行政雑誌』Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung 第1巻, 1892年, 所収のザックスの論文「累進税」においては、彼はもはや、かなり高級な欲求の〔強度の〕「實際的同等」の主張を保持することを、求めなくなった。彼はむしろ、彼の以前の論述を、このような欲求の強度が所得に反比例して低減するとしてさえも、かなり高い所得額の場合での、その差異は気がつかないほどだ、と説明しようとしている。——しかしながら、互いに非常に接近している、諸欲求グループについて考えるときにのみ、これは正しい。

彼はまた、租税累進の要請を、もはや自明ではあるが、無意味な真理にもとづいては支持しない。その無意味な真理とは、強度に応じて一つの共通の単位に換算される、充足される諸欲求の総計は、財貨保有高の増大率よりもヨリ低い割合

で増大する、ということである。むしろ彼は、単純に次の主張を開陳するのである。すなわち、「欲求の強度低減と、したがって価値額の減少は、ある特定の点までは、対応する財貨量〔(所得)の増大〕よりも、ヨリ急速に進行する」〔前掲論文、93ページ〕、と。

たしかに、ザックスの議論についてのわれわれの論評は、これによって形の上では無力なものとなるであろう。どの程度まで、ザックスのこの新しい主張自体が容認されうるかについては、後に研究するつもりである（本節末尾の付録を参照）。

ところで、彼自身の解明方法と、通常の犠牲説との間に存すると彼が主張する、大きな差異は、ザックスの最新の論述によっても、この点に関しては、私には明らかになりそうもない。ザックスによれば、全課税がその核心において in nuce 含んでおるべき合言葉は、いまや「それぞれの租税給付は等価 Aequivalent であるべきである」〔前掲論文、90ページ〕、ということであった。しかし、ザックスが（ヴィーザー Friedrich von Wieser, 1851-1926 に反対して）明瞭に強調したように、この等価は、ザックスによれば、その国家給付の（個人的）価値とは、なんらの関連も表すべきではないのだ。それゆえに、この等価は、租税給付自体の主観価値の均等、すなわち、生じた犠牲の均等とは別のなにかを、意味しうるのであろうか？ 別の解釈の試みというものは、私にはストレートにミステリーへと、つれてゆかれるように思われる。

既述の論評をもって、ザックスの労作の価値を引きさげようとするのは、私の本意では決してなかった。私見によれば、ザックスの主要な功績は、依然として次の点に存する。すなわち、彼が国家経済の問題でも、本質的な経済性を鋭く強調することによって、断乎として、研究の正しい道を示した点にある。また、他の著作家たちとの彼の論戦は、しばしば、思慮深さと思考のシャープさで傑出していた。しかしながら、取り扱った課題の、明確な、実際に使用できるような解決というものを、彼が成就したとは、上述の諸理由から、やはり私は、みとめることができないのである。

さて、マッツオーラの業績と取り組むことにしよう。マッツオーラの業績は、ザックスおよびそのイタリアでの追随者であるリッカーサレルノ Giuseppe Ricca-Salerno, 1849-1912 にたいする、彼の活潑な論争にもかかわらず、根本的に考えると、同じ指導的観点から出発したものであった。

S. 97 しかも残念ながら、その諸帰結においても、はるかに遠くまで分け入ったというほどのものではなかった。しかし他方、大部分はザックスの労作と同じように明晰かつ刺戟的に書かれてはいるのだが、その冗長さや乱雑な書き方によって、うんざりさせられるのである。

マッツオーラで特徴的なことは、公共財を、ただ個人的生活諸目的と個人的諸欲求との充足のための手段、とのみ見なす見解である。彼は国家の活動を、単に分業と協業の見地からのみ把握する。私見によれば、マッツオーラはだいたい、次の見解にたいし適切に論駁している。すなわち、一方では、(ザックスとともに) 総体を、個人と並び、また個人をこえた、なにか固有の「かなり高い」諸目的をもった存在と見なす、いわゆる有機的国家観の極端派〔の見解〕にたいして。——目的という概念は、〔彼のいうとおり〕確かに「ただ個人にあってのみ感ぜられる、ある刺戟、ある好悪の感覚を前提としている」〔マッツオーラ、前掲書、〕44ページ〕のだ——。他方では、人間の欲求はその本質にもとづいて、個人欲求と集合的欲求との、二つの根本的に異なるグループに分かれている。そして、その一つは私経済によって、もう一つは国家経済によって充足される、というザックスおよびリッカーサレルノの主張する見解にたいして。

しかるに、マッツオーラによれば、あらゆる人間の欲求は、実につねに個人によって知覚されるものであり、究極においては個人の幸福に向けられている。それゆえ、あらゆる欲求は根本的には、食べ物や飲み物への欲求と同じく、あくまで個人的なものである。個人の欲求充足が、どこまで個人の単独活動によっておこなわれるのか、ないしは、同時に国家の協力を要請するのか。マッツオーラによれば、これは欲求自体に内在する特



性によるのではない。むしろ、単に欲求充足の外的諸条件によるのである。言葉をかえよう。国家活動は、個人消費と並ぶある特殊な種類の国民経済的消費と見なすべきではない。むしろそれは、私経済的生産との協同で、個人的財貨を、個人欲求の充足を、その唯一の生産物として、えようとつとめる、一つの生産と見なすべきものである。

私としては、いまあげたマツオーラの見解にあらわれているリアリズムを、だいたいにおいて健全かつ結構なことだ、と称したいと思う。だが、彼はこの点で、財政学の問題を若干単純にすぎた形で形成しようとしてとめた、と私は思っている。これを彼の体系に、いかに適合させうるであろうか、私にはわからない、少なくとも一つの公共経費のカテゴリーが——しかも残念ながら、今日では非常に重要なカテゴリーが——存在している。注意すべきことには、マツオーラは、このカテゴリー〔の経費〕を、どこでも考察しなかったのである。——殆どすべての国で、国債利払いのために年々支払われざるをえない、巨額な貨幣額のことを私は考えているのだ。

S. 98

国債利払い費も、国家によって国債が引き受けられたときには、おそらく、すべての、それも現在および将来の、国家構成員の福祉と関連あるように思える諸給付にたいする対価として成立した、と。もちろん、このようにいうこともできよう。しかし、利払い費がすでに存在しているとしよう。この場合には、この経費はもはや、この給付があれこれの市民同胞に用意している、あるいは用意した効用にもとづいて、ないしは、ただ効用のみにもとづいて、存在しているのではない。むしろ国家の義務にもとづいて存在しているのである。国家は、そもそも契約にもとづく義務の履行をチェックすべき任務をもつと同じように、国家はこの義務をも履行せざるをえないのである。この対象には後に立ちもどるであろう。

さてしかし、マツオーラは最後に「公共財の価格」の決定根拠を探究することに移行する。すなわち、一方では諸租税の額と、他方では、公共

給付が個々の貢納者たちにあたえる効用，との関連を探究することに移行するのである。——この場合に，注意深い読者は，マツオーラ自身，彼が証明したいと思うことについて，殆ど全くなにも決着をつけなかったことを，見逃さないであろう。すでに何度も言及した書評において，カイツルは適切にも次のように述べている。すなわち，「公共財の限界効用は，つねにその価格と一致する」というマツオーラの著作の主要命題は，マツオーラがこれを財政学的法則として考えたのか。あるいは財政政策的公準として考えたのか。それはわからない，と〔前掲書評，92ページ〕。それも私見によれば，かかる曖昧さは，表現の仕方の不明瞭さといったものにあるのではない。むしろこの書物の，中心思想自体の不明瞭さに存するのである。実際マツオーラは，数ページにも亘って，公共財の価格と限界効用との均等が，あたかもおのずからつくりだされざるをえない，といった理屈をこねている。そして最後に（〔マツオーラ，前掲書，〕170ページで），彼は，これに関する彼の研究を，これ以上にも望むべきものが残されていないと思われるほどの明瞭さと確実さをもつ，次の言葉で総括している。

S. 99 「要約しよう。たとえ欲求の状態，また各人がその充足に使用できる財貨量の状態がどうであろうとも，たとえ市場でのその価格の変動がどうであれ，また，希求している財貨の限界効用とその価格との関連がどうであろうとも，以下のようにいえるであろう。すなわち，公共財の限界効用は，つねにその価格に等しい，と。つまり，あるいは，ある（個人的）「欲求の充足が全くおこらず，したがって，基本的欲求が充足されないままなので，集合的」，（それゆえ，マツオーラの見解を反映した，ないしは彼の見解から導きだされた，〔個人的欲求充足のための〕補完的〔公的〕）「欲求があらわれてこない，こともありえよう。ないしは，しかしなんらかの欲求充足が実現されるとしよう。この場合には，その欲求充足は，つねに公共財のある特定量の享受（dal godimento）に条件づけられ，したがって，公共財の限界

効用は、その価格と等置されざるをえないのである<sup>1)</sup>。

人はこれ以上明瞭には語りえないであろう。しかし、この理論、マツオーラのいわゆる「財政経済の最高法則」*legge suprema dell' economia finanziaria* は、経験の結果とはあまりよくは合致しない。つまり、手数料原則ないし公定料金原則によっては充足しえない、すべての公共経費に関しては、そうである。個人の私的資金がその〔個人的〕欲求充足をゆるさないが、だがそれに支払う必要があるような場合に、公共財が「あらわれてこない」とは、もちろんいい。租税徴収者は、公共財のあれこれの「享受」が実際にあらわれるか否かの議論には、引き入れられたくない、と思うであろう。

ところで、はやくも2、3ページ先の所で、おそらくは若干一般的にすぎた発言をしたのではないかと、この著者は心配をはじめている。彼は（〔マツオーラ、前掲書、〕173ページで）、彼の言葉が次のように誤って解釈されることにたいして、警告しているのである。すなわち、あたかも彼が、「非常に不均等で公正でもない、あらゆる租税といえども、なにか知られざる自然の治癒力の作用によって、おのずから均等かつ公正なものとなる、といった古い誤った原則に与している」かのように誤解されることにたいしてである。マツオーラによって定立された原則は、むしろ「もう

---

1) In somma quale che sia lo stato dei bisogni e quello della quantità di beni, di cui ogni individuo può disporre per soddisfarli, quali che siano le variazioni pel prezzo sul mercato ed il rapporto del prezzo col grado di utilità finale dei beni desiderati, *il grado di utilità finale dei beni pubblici è sempre uguale al prezzo*, e questo accade perchè o la soddisfazione d'un bisogno non avviene, ed allora, insoddisfatto il bisogno principale, quello collettivo non entra in campo, ma se una soddisfazione qualsiasi si verifica, essa è condizionata dal godimento di una data dose di beni pubblici, e quindi il grado d' utilità finale di questi si ragguaglia al prezzo.

〔ただし、上の邦訳文は、ヴィクセルがこれをドイツ語に訳した文にしている。マツオーラ学説の理解のためには、日向寺純雄『イタリア財政学の発展と構造』税務経理協会、昭和62年、87-89ページ、および、第6章 公的欲求論、第3節 純粋公共財の価格付け——マツオーラの説を中心にして——、が非常に有益であろう。〕

S. 100 一つの、以前に展開されている最大可能な効用の原則の」同時的な「活動を前提としている。もし、この明白な法則が有効であるべきであるならば、それぞれの私経済 (ogni economia) が、手許にある財貨準備を、最大可能な欲求充足が成立するように、分配できることが必要であろう。このためには、分配がおこなわれた後には、さまざまな」(欲求充足目的に使用されているそれぞれの)「財貨量の限界効用がどこでも均等である、ということが財貨準備の側で要請される」と。

彼は続ける。「したがって、われわれは、この傾向の傍らには、強制も過誤も阻害原因 (cause perturbatrici) としてはあらわれない、ということを前提とする」と。

かくして結局、財政〔学〕的「法則」は次のような財政政策的公準に変えられることにすらなる。すなわち、もし納税者各人が自分の財貨手持ちを、最大可能な効用が取得できるように、公・私両目的に分配することに成功するならば、租税賦課は公正であり、強制も過誤もなしにおこなわれるであろう、と。

ひとりマツオーラ自身のみではなく、私の見知る限り、彼の批判者であるカイツルもまた、かかる要請が本来意味のないものであることに、気づいていたようには思えない。

個々人がその貨幣を、彼にとって個人的に最大可能な満足となるように、公・私両経費に使うとしよう。その場合には、その人は、(少なくとも手数料や公定料金を無視するときには)、公共的諸目的のためには、明らかにビター一文も、支払わないようになるであろう。個人が多く支払おうと少なく支払おうと、これはだいたい、国家給付の範囲にごくわずかし、影響をおよぼさない。それゆえ、その個人自身はその影響について、全く感知しえないも同然だからである。しかしながら、もしすべての人が公共目的のためには、ビター一文も支払わないようにするならば、国家はやがて機能することをやめざるをえなくなるであろう。国家給付の、(マツオーラの

公共財の)、個々人にとっての効用と限界効用とは、それゆえ、その他のすべての国家構成員たちが、これにたいしてどれほどを支払うかに、明らかに最高度に依存してはいる。しかし、その個人自身がどれほどを支払うかには、全く依存していないも同然なのである。

この異論もまた、非常に些細なものと思われるかも知れない。しかし、もしマツオーラのような議論をするとき、いかにしてこの異論が回避されるのか、私には明白ではない。あれこれの国家経済部門の、それぞれの拡大は、しかしながら、個人的生活諸目的の助成にとって、ある一定の効用を各個人に約束するであろう。——その目的が純粹に利己的な種類のものであれ、利他的・同感的種類のものであれ——この効用は、その個人にたいするこの活動の限界効用として、適切に表現されうる。そして経済性の要請が、その限界効用と、そのために支払われる価格(当該租税部分)との間の、均等を付随的に必要とするということは正しい。均等ではない場合には、個々人の立場からは、問題になっている公共給付の、したがってそのための経費の、制限というもの、ないしはもう一度の拡大というものが、望ましいと思われるにちがいないのである。

しかし、現実の給付範囲については、明らかに個々人の側の、それについての価値評価ではなく、総体のすべての、(少なくとも、すべての投票権のある)構成員の価値評価が、これを決定するのである。公共財の限界効用と価格との間の均等をつくりだすことは、かくて、個々の個人の仕事であることは不可能であろう。むしろ、個人とその他のすべての個人(ないしはその代弁人たち)との間の、合議から生ぜざるをえない。しかし、この均等目標が現実に達成されるような合議は、どうおこなうべきであろうか？

これについては、マツオーラは、ただの一言も発してはいない。だがこれは、私見によれば、まさに決定すべき問題であろう。それゆえ、マツオーラの研究の最終結果は、かなり貧弱なものである、と私は称したいと思う。

にもかかわらず、私見によれば、マツオーラも、またザックスも、ただ不明瞭に思い浮べたにすぎないその思考行程は、真理の一つの核心を含むものである。そしてこの真理の核心たるべき思考行程は、財政学の理論と実際にとって、真に稔り豊かな仕方で開催させられるであろう。私はこう確信しているのである。だが私は、このことを示すことができるよう、〔次節以降では〕まず問題自体に、あまり抽象的ではない、具体的現実にも対応した形式をあたえるべく、つとめなければならない。

S. 160

## 付 録

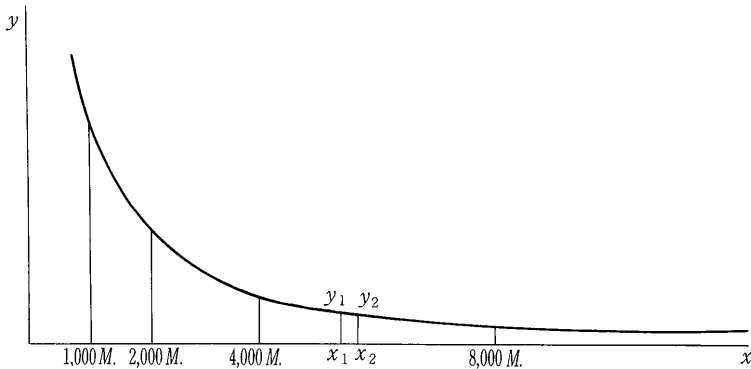
累進税の理論のために（〔原著、〕95 ページを参照）

さまざまな人が（ないしは同一人がさまざまな時点で）、たとえば1年間といた、ある一定期間にえた所得量を、曲線の横座標にとろう。その縦座標は、「限界の」、すなわち、最も緊急度の低い欲求の強度を示すことにしよう。この欲求とは、その年所得額のもとで、なお経済的に——それも、たとえば1マルクといた、ある一定の、つねに等しい貨幣額の犠牲のもとで——充足されてよい欲求なのである<sup>1)</sup>。

そうすると、明らかに横座標軸と二つの縦座標〔軸に平行な直線〕、および曲線自体で囲まれた、各台形の面積は、次のような享受の総計を示すことになる。すなわち、その所得が、その横座標の小さな方で示される額から、その横座標の大

---

1) ある一つの欲求が、その性質から見てかなり大きな経費を必要とする、としよう。この場合には、欲求の強度をその貨幣単位数で除し、これを曲線の対応した部分の共通の縦座標としなければならないであろう。かくてこの曲線は、実際にはギザギザの線〔階段状の曲線〕になるであろう。



きい方で示された額へと増大する、ある人間にたいして、彼の年間消費で、以前にえていた享受をこえて、あたえることができる享受の総計である<sup>1)</sup>。

S. 161

しかし同じく、この面積は、その人の所得が——たとえばある租税によって——上述二つの額の内、大きなものから小さなものへと削減されたときに、彼が被らねばならない経済的犠牲を表現している。小さい方の所得額が  $x_1$  ( $x_1$  マルク)、大きい方が  $x_2$  で示され、対応する縦座標  $y_1, y_2$  は、そのときどきの限界の (1 マルクによって充足さるべき) 欲求の強度を示すものとしよう。すると、この享受の増大、ないしはこの犠牲は、おおよそ面積

$$\frac{1}{2}(y_1 + y_2)(x_2 - x_1)$$

によって、あるいは厳密には、定積分

$$\int_{x_1}^{x_2} f(x) dx$$

で表現される。ただし、 $y=f(x)$  は曲線の方程式を表す。

限界的欲求の強度は、「経済主体の財貨保有高 (すなわち、彼の所得) が増加すると厳密に同じ割合で、順次低減する」(ザックス [前掲書, 508 ページ]) と仮定しよう。——これは実際に、D. ベルヌリやラプラスがおこなった仮定なのである [本文, 126(155) ページの訳注 1) を参照]——。すると、明らかにこの曲線

1) これらのすべては、ただ全く近似的な仕方でのみ、実際関係を再現しようということは明瞭である。ある人の年所得が増大する場合、その人の享受は、単純に以前にえていた享受に、新しいものが付け加えられるのではない。むしろ部分的には、以前の享受を放棄し、他の享受に代替させもするようになる、等々。ところで、ここでは単に平均的狀態についてのみ論じようということは、おのずから明らかである。2 個人の消費は、たとえ同じ経済的境遇のもとであっても、決して全く同じとはいえないからである。

は、方程式  $x \cdot y = k$  の二等辺双曲線〔直角双曲線〕である。ただし、 $k$  はある定数を表す。〔直角〕双曲線の周知の一特性によろう（これは、初歩的にも非常に容易に証明しうる）。さて、たとえば、所得がまず、1,000 マルクから 2,000 マルクへ、ついで 2,000 マルクから 4,000 マルクへ、さらに 4,000 マルクから 8,000 マルクへ、等々と増大したとする。すると、〔そのつどの〕可能な生活享受の増加量は、どの場合でも同一の大きさを表すことになる（しかしながら、この場合には、最初の 1,000 マルクで充足すべき欲求は、確かに無限大の量になってしまうであろう）<sup>訳注1)</sup>。

かくて、かかる前提のもとでは、欲求充足の総計が「財貨保有高に比例して」増大するであろう〔本文、127(154) ページを参照〕、ということとは、はるかにへだたっている。むしろ、次のようになるであろう。すなわち、所得が 1,000 マルクから 2,000 マルクに増大することによって、可能な生活享受〔量〕の増加分  $a$  が取得されたとしよう。いま、たとえば、その 10 倍の増加である  $10a$  〔の入手〕を可能にするためには、〔1,000 マルクの 10 倍 = 10,000 マルクの所得増加となる〕 11,000 マルクの所得というものが必要なのではない。むしろ 1,024,000 マルクの所得、したがって、100 万マルク以上が必要となるであろう<sup>訳注2)</sup>。

さてしかし、いまや上でおこなった前提の内に、ザックスもこれのみとめ〔本文、127(154) ページを参照〕、また容易に証明もできるように、はじめて租税の「厳格な比例性」の基礎づけが存するのである<sup>訳注3)</sup>。——全問題が、均等主観犠牲説によって決定しうる、その限りでのことではある。私見によれば、この点では、ザックス独自の理論は、均等主観犠牲説と全く合致する。この場合、累進税というものを正当化するためには、かくてむしろ、欲求の強度の低減が、いま前

S. 162

訳注 1) 所得が  $x_0$  から  $2x_0$  へと 2 倍に増加したときの、生活享受の増加量は、本文、126(155) ページ以下の訳注 2) より、 $x_0$  の値に無関係に、つねに  $k \log 2$  である。したがって、所得が 1,000 マルクから 2,000 マルクへ、2,000 マルクから 4,000 マルクへ、4,000 マルクから 8,000 マルクへと増加したとき、生活享受の各増加量は、つねに  $k \log 2$  で同一である。

他方、最初の 1,000 マルクで充足される欲求量が、無限大となることについては、同じ訳注のはじめの部分参照されたい。

訳注 2) 訳注 1) で見たように、所得は、もとの所得 1,000 マルクの  $2^{10} = 1,024$  倍、つまり、1,024,000 マルクになって、はじめて、欲求充足の総計が  $10a$  だけ増加することになるのである。

訳注 3) 上の前提のもとで、所得  $x$  にたいして、 $100r\%$  の税が課せられたとしよう。これによる享受の犠牲は、所得が  $x$  から  $(1-r)x$  に減少するから



提したものよりも、実際にはもっと急激なことが証明されねばならないであろう。さてこれは、実際2、3の正当性をもって主張されうるように思われる。

第1に、そしてとりわけ、この「限界的欲求の強度が所得に反比例するという前提が成立しない」ことは、絶対的最低生存費にしか到達していない所得額に関して、妥当する。ここでは、欲求強度の変化というものは、本来もはや問題とはなりえない。ある個人ないしは家族の、絶対不可欠な生計の一部分を取りさること自体、実にその全体を取りさること、いうならば、それらの人々の、すぐさま死と同じ結果をもつであろうからである。したがって、座標の原点近くにおいては、われわれの生活享受曲線は、そもそも存在しない。むしろこの曲線は、原点から最低生存費に対応するある距離において、はじめてはじまるのである（たとえば、この曲線が、この距離において、縦座標軸に平行に引かれた直線に、漸近的に近づくか、その直線に変わるかすることによって）。

しかしながら、非常に巨額な所得の側からも、同じ「く、上の前提が成立しない」ことが、妥当するであろう。

なされた仮定によれば、欲求充足の増加「量」は、実に最終的には、あらゆる限界をこえて増大するであろう<sup>1)</sup>（双曲線と「縦・横」座標軸のどちらとの間の面積も、任意の縦座標「軸に平行な直線」から計算して、周知のように無限大の大きさである）<sup>註</sup>。しかるに一方、次のことほど確実なことはない。すなわち、最も基本的な欲求がひとたび充足された後、物的享受ないしは、貨幣によって手にすべきその他の享受をとおして、なお達成される、人間の生活上の幸福の増大は、それぞれのあたえられた期間では、あるかなり狭く限られた量であること、

$$\begin{aligned} \int_{(1-r)x}^x \frac{k}{x} dx &= k \left[ \log x \right]_{(1-r)x}^x \\ &= k (\log x - \log(1-r)x) \\ &= k \log \frac{1}{1-r} \end{aligned}$$

したがって、この犠牲がすべての所得  $x$  にたいして同一となるためには、 $r$  が一定であることが必要にして充分なる条件である。

1) かなり高級な欲求が、すべて同じ強度のものであるとしよう〔本文、124(157) ページを参照〕。このときには、もちろん、なおさらこのケースになるであろう。その場合には、曲線は横座標軸にたいしてではなく、横座標軸に平行なある直線に、漸近的のびてゆくであろう。

訳注 次のページの直線  $x=x_0$  の右側の斜線部分および、左側の両座標軸と曲線で囲まれた部分の面積は、ともに無限大である。

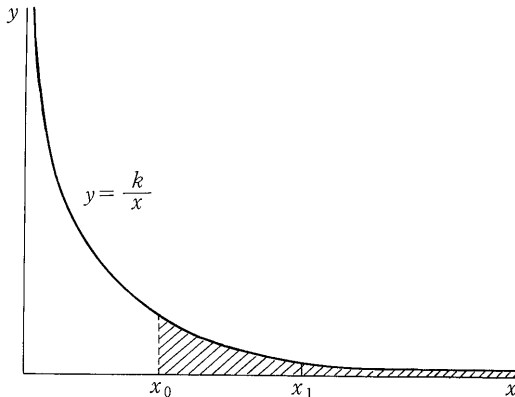
たとえば、右側の面積は

これである。言葉をかえて表現しよう。現実のふつうの状況を再現するためには、欲求強度の曲線は横座標軸にたいしても、この双曲線より、ヨリ鋭いある勾配をもつことになるであろう。それも、曲線と横座標軸との間の面積が、いずれにしても有限な面積であるように。

これらの諸要請は、たとえば次の方程式の曲線によって、充足されうるであろう<sup>訳注</sup>。

$$(x-a)^{1+n} \cdot y = k \quad [x > a]$$

ただし、 $a$ は最低生存費、 $n$ はある正数を表す。ここで $n$ が、たとえば0.1, 0.01, 等々のように、非常に小さいとしよう。この場合には、成立する租税累進



$$\begin{aligned} \int_{x_0}^{\infty} \frac{k}{x} dx &= \lim_{x_1 \rightarrow \infty} \int_{x_0}^{x_1} \frac{k}{x} dx \\ &= \lim_{x_1 \rightarrow \infty} k(\log x_1 - \log x_0) \\ &= \infty \text{ (無限大)} \end{aligned}$$

左側の面積については、本文、126(155) ページ以下の訳注 2) を参照されたい。

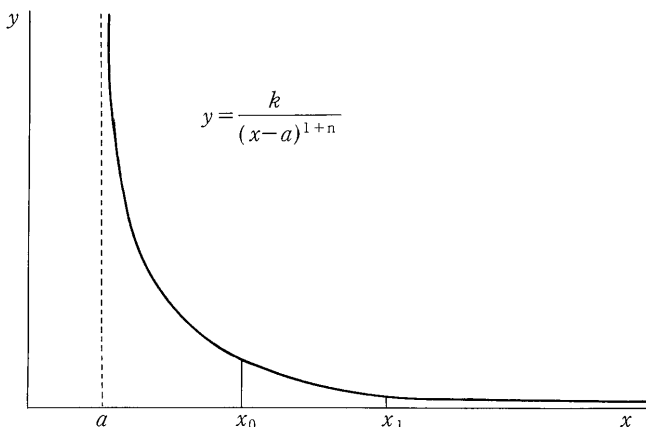
これらについての、積分によらない証明に関しても、同じ訳注のそれを参考にされたい。

訳注 この曲線は、直線  $x=a$  に漸近する。また、 $x=x_0(>a)$  から右側の、この曲線と  $x$  軸との間の面積は

$$\begin{aligned} \int_{x_0}^{\infty} \frac{k}{(x-a)^{1+n}} dx &= \lim_{x_1 \rightarrow \infty} \int_{x_0}^{x_1} \frac{k}{(x-a)^{1+n}} dx \\ &= \lim_{x_1 \rightarrow \infty} \frac{k}{n} \left( \frac{1}{(x_0-a)^n} - \frac{1}{(x_1-a)^n} \right) \\ &= \frac{k}{n(x_0-a)^n} \end{aligned}$$

となる。それゆえ、これは有限な値をとるのである。(次ページの図を参照)。

は、小所得および中所得にとっては、ほぼいわゆるベンタム Jeremy Bentham, 1748-1832 の累進（最低生存費相当額控除後の比例課税）と一致する。そして全く高額の所得になって、はじめて若干強度な累進が取ってかわるのである<sup>脚註</sup>。



訳注 この曲線は、曲線  $y = \frac{k}{x}$  より減少の度合いが強い。

したがって、均等な犠牲を生ぜしめるためには、租税を所得  $x$  に比例させる（本文、113(168) ページ以下の訳注 3) を参照) よりも、 $\equiv$ リ大きく租税を増加させること、つまり累進税的である必要があることは、明らかである。

ちなみに、所得  $x$  にたいして、最低生存費控除後の所得  $x-a$  の  $100r\%$  の租税を課したとしよう。すると享受の犠牲は

$$\int_{x-r(x-a)}^x \frac{k}{(x-a)^{1+n}} dx = \frac{k}{n} \left( \frac{1}{(1-r)^n (x-a)^n} - \frac{1}{(x-a)^n} \right)$$

となる。この値が一定値  $K$  であるためには

$$\frac{k}{n} \left( \frac{1}{(1-r)^n (x-a)^n} - \frac{1}{(x-a)^n} \right) = K$$

これから、 $r$  を解いて

$$r = 1 - \left( \frac{nK}{k} (x-a)^n + 1 \right)^{-\frac{1}{n}}$$

がえられる。この  $r$  は、 $x$  の増加関数である。したがって、累進税的となる。ちなみに、 $x$  が増加するにつれて、 $r$  は限りなく 1 に近づく。

$x-a$  が比較的小さいときでも、 $r$  はもちろん、一定ではない。しかし、試みに、 $n=0.1$ 、 $a=k=1$ 、 $K=0.07$  として試算してみる（単位を適当に選ぶことにより、 $a=k=1$  としてよい。このとき所得  $x$  が 2 から 3 へ、最低生存費の 2 倍から 3 倍へ、と増大したときの享受の増加量は約 0.7 となる。この 10%，つまり 0.07 を  $K$  とした）。

$x=2$ 、 $x=3$  のときの  $r$  の値は、それぞれ 0.0674、0.0720 で、あまり大きな差はない。それにたいして、 $x=25$ （最低生存費の 25 倍の所得）のときには、 $r=0.0913$  となる。

ただし、上述の例は、最低年生存費 200 万円、中小所得の例は年収 400 万円と 600 万円、大所得の例は年収 5,000 万円と想定したものである。

しかしながら、これをもって、上述のタイプのいずれかの曲線というものが、充分厳密に現実に対応しているであろう、とは決していいはれない。ましてや、こうしてえられた累進が、均等犠牲の視点から見ても正当なものである、とはいっていないのである。いな、この推論は、とりわけ、次のことを前提としている。すなわち、たとえ非常に巨額なものであろうとも、人の所得は、ただ私経済的に利己的な仕方、彼自身やその家族、等々によって消費される。それゆえ、所得のかなり大きな部分が、利他的ないしは公益的な目的のために使われることは、どのみち、決してないであろうこと、これである。だが、このことは、あまり規準とは見なされてならないことではあろう。

コーエン・ストゥールトの労作『累進所得課税理論のための論考』1889年 Arnold Jacob Cohen Stuart 1855-1921, Bijdrage tot de theorie der progressieve inkomstenbelasting, Den Haag, 1889. は、非常に興味ある著作ではあるが、残念ながらオランダ語で書かれている。この著作においては、総じて最近のオランダの著作家たちのケースと同じように、犠牲原則は次のような意味に理解されている。すなわち、各人は彼に可能な享受総計から、同じ割合 Quote を納付すべきである、と。もちろん、その他の事情にして等しければ、これは、上述した全員への均等主観的享受犠牲の要請よりも、はるかに強度の累進を招来することになるであろう<sup>1)</sup> 訳注1)。

---

1) しかしながら、この場合[でも]、欲求強度の低減という単純な事実のみでは、何度も信ぜられたようには、累進へと向かわせないであろうこと。これは、コーエン・ストゥールトによって、非常にみごとに数学的に証明された所である。訳注2)

訳注 1) 享受総計から、つねに同じ割合が納税されるとしよう。この場合には、所得が増加するにつれて、納付さるべき(犠牲となる)享受量は、一定(均等量)ではなく、増大する。その分だけ、均等主観的享受犠牲のケースとくらべて、納付さるべき税の、総所得にたいする割合は大となるのである。

訳注 2) ヴィクセルのいう、コーエン・ストゥールトの前掲原典で「非常にみごとに数学的に証明された」箇所(ページ数)の明記がないこと。コーエン・ストゥールトの前掲原典については、マズグレイブ・ビーコック編『財政理論の古典』1958年、所収の原典の部分英訳 On Progressive Taxation (原典の pp.91-115, pp.124-133)を除き、原典そのものには接近できなかったこと。これらの理由から、ここでは試みに、彼の議論にできる限り沿うという意図のもとに、一応の証明をしておきたい。

上記の部分英訳によれば、コーエン・ストゥールトは、享受曲線が減少曲線であるという仮定のみからでは、可能な享受総計の内から、同じ割合を納付すべきであるとしても、必ずしも税の累進は生じない。享受曲線の減少の仕方によっては、税の比例も、逆進さえも生じうることを例示している(コーエン・ストゥールト、前掲英訳、54-60ページ)。

だが、彼の証明は、かなり冗長なものである。それゆえ、ここでは、彼の考え方とは

にもかかわらず、私の見るところでは、総生活享受の総計は、そもそも算定しえない量である、という真剣な異論が、とりわけここで成立する。容認しうる結末に到達するために、実際にコーエン・ストゥーアルトは次のような手順をふんだ。すなわち、彼は最低生存費によってすでに確保されている、最も基本的な欲求充足を、享受総計から単純に除外するのである。それも、生活そのものは、生活享受の内に含まれてはならないがゆえに、それを含めた計算は、重複計算となるであろうという、おそらくは若干大胆な主張のもとに、そうしたのである<sup>1)</sup>。

独立な曲線の例を考察してみる。

曲線として、享受低減の仕方が比較的ゆるやかな

$$y = \frac{k}{x^{1-n}}$$

を例にとろう。ただし、 $0 < n < 1$ 。

この場合、所得  $x$  にたいする享受総量は

$$\begin{aligned} \int_0^x \frac{k}{x^{1-n}} dx &= \lim_{\epsilon \rightarrow +0} \int_{\epsilon}^x \frac{k}{x^{1-n}} dx \\ &= \lim_{\epsilon \rightarrow +0} \frac{k}{n} (x^n - \epsilon^n) \\ &= \frac{k}{n} x^n \end{aligned}$$

となり、有限な値である。

享受総量の 100% を納税するために、所得  $x$  に 100% の税を課すとすると

$$\begin{aligned} \int_{(1-r)x}^x \frac{k}{x^{1-n}} dx &= \frac{k}{n} (x^n - (1-r)^n x^n) \\ &= s \cdot \frac{k}{n} x^n \end{aligned}$$

ゆえに

$$\begin{aligned} (1-r)^n &= 1-s \\ r &= 1 - (1-s)^{\frac{1}{n}} \end{aligned}$$

となる。すなわち、 $r$  は  $x$  に無関係に、 $s$  のみによって決まる値となり、比例税となる。したがって、税の累進は生じないことになる。

もちろん、コーエン・ストゥーアルトの原典に接しえた後には、この訳注は改める必要が生ずるかも知れない。

- 1) コーエン・ストゥーアルト、前掲書、49ページを参照。——有限な量とのみかわり合うべきであるために、コーエン・ストゥーアルトは、この場合、たしかに享受曲線を、なお一層縦座標軸に漸近的にする。しかし、そのつど可能な享受総計を表す面積では、横座標軸の最低生存費に対応する線分の上に存する、この曲線の部分は考察されない。それゆえ、この面積は、この線分の端点から引かれた縦座標 [に平行な直線] から、計算されることになる。そうすると、実際に享受曲線の、(少なくとも中位の所得額にとっての) ありそうな形状について、かなり大きく互いにかけて離れた、[享受低減についての] 仮定のもとも、選ばれるべき租税累進に関しては、ほぼ同一の結果に到達することが示される。コーエン・ストゥーアルトのこの論述は、非常に興味深いものである。彼の論考のこの部分にたいするザックスの(オーストリアの前掲雑誌、1892年[所収の論文「累進税」]での)異議、および、セリグマンの(『累進課税』1894年 Edwin Robert Anderson Seligman,

さて、どうであれ、とにかく私見によれば、犠牲説がどのような形態をとろうとも、この説にたいする主要な反論は、なおつねに次の点に存し続ける。すなわち、犠牲説が租税分配の問題を、なさるべき国家経費支出の意味ないし重みとの、あらゆる関連から恣意的に解放してしまう、という点がこれである。この場合には、あるいは、全種類の国家活動を等しく不可避的なものである、と見なさざるをえないであろう。そしてこれは、すべての可能な予算請求は無造作に承認さるべし、という有難い帰結に到達させることになるであろう。もしくは、同じ〔秤量〕操作を個人に関しておこなうことなしに、この経費の総体にとっての重要性を探究する。そしてこれと、必要とされる総犠牲との秤量をなすこと、が可能であると（ワグナーとともに）考えざるをえないかである。——このことは、私には絶対に考えられないことのように思われる。

これにたいし、たとえそれが非常に欠陥のある個人々の私的判断といえども、人がその国家給付の、彼にとっての、(語の最広義での)重要性についての判断を課税の基礎とするとしよう。この場合には、実質的にはあらゆる先験的な租税分配理論を拒否することになる。かくして租税分配は、単純に総経費協賛審理の帰結として姿をあらわすであろう。

純粋価値理論的な点においては、この後者の方法は、そもそも、さまざまな人々の主観的価値評価をではなく、むしろ、同一の人間の諸主観的価値評価を、

---

1861-1939, *Progressive Taxation in Theory and Practice*, Baltimore, 1894. での) 異議は、私には適切であるとは思えない<sup>訳註</sup>。

訳注 ヴィクセルのいつもの流儀で、ザックスやセリグマンの文献の、引用ページ数までは記していない。

想像するに、コーエン・ストゥーアルトが上のように帰結しえたのは、恣意的な仮設例をもとになされた結果である、とザックスやセリグマンが批判した点を、ヴィクセルは、適切ではないといたいのであろう。

ザックスは前掲論文、82 ページで次のようにいう。「その真実性が証明されないような諸仮定から生じた……諸結論は、それらが互いに著しくはかけはなれていないことによっては、学問的真理の性格を獲得しえないのだ」。

セリグマンも前掲書、283 ページで次のようにいう。「コーエン・ストゥーアルトの表は、限界効用の明確に限定された割合についての恣意的仮定ばかりでなく、明確に限定された最低生存費額についての、同じく恣意的な仮定にももつづいている。別の額の最低生存費を差し引くとき、ないしは、どんな額の最低生存費をも、全く差し引かないときには、ただちに、この比率は全くちがってくるのである。比率の数学的均等をうみだすような仕方では犠牲量を測定することは、全く不可能である。数学はここでは役に立たない。なぜならば……」。

コーエン・ストゥーアルトの学説をめぐっては、井藤半彌『新版・租税原則学説の構造と生成——租税政策原理——』千倉書房、昭和44年、376-386 ページを参照。

互いに比較するだけでよい、という長所をもっている。前者は圧倒的に困難で、厳格に考えると解決不可能な課題というものでさえある。これにたいして後者は、各人がその生活のそれぞれの瞬間において、やむをえず、ある程度解決しているような課題なのである。

#### 付 記

本邦訳は、平成5年度成城大学特別研究助成による共同研究「近代西欧における文化・思想・社会・経済の発展の比較史的研究」および「社会および経営システムの諸要素に関する数理論的・計量的研究」における、訳者らの分担分の研究成果の一部を公表したものである。